

# 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

## 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し (p3)
  - ・強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し (p4)
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設 (p5)
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し (p5)
  - ・重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し (p6)
  - ・基本報酬の充実・従来評価されていなかった相談支援業務の評価等

## 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し (p7)
  - ・一般就労への移行の更なる評価等
  - ・定着実績を踏まえたきめ細かな評価等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し (スコア方式の導入) (p9)
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し (報酬体系の類型化) (p10)
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化 (p14)
  - ・基本報酬の充実・医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

## 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進 (・別添資料1 p11)

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実 (p14)
  - ①新判定スコアを用いた基本報酬の創設 (児童発達支援、放課後等デイサービス)
  - ②看護職員加配加算の算定要件の見直し (児童発達支援、放課後等デイサービス)
  - ③看護職員の基準人員の取扱いの見直し (児童発達支援、放課後等デイサービス)
  - ④障害者 (生活介護) 常勤看護職員等配置加算
  - ⑤共通 (医療連携体制加算)
- (2) 放課後等デイサービスの報酬等の見直し (p16)
  - ①基本報酬の見直し等 ((1) の①以外)
  - ②より手厚い支援を評価する加算の創設
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し (p17)
  - ①基本報酬の見直し等 ((1) の①以外)
  - ②より手厚い支援を評価する加算の創設
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し (p18)
  - ①人員配置基準の見直し
  - ②ソーシャルワーカーの配置に対する評価

#### 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進 (p18)

- ①自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ②地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ③精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ④精神保健医療と福祉の連携の促進
- ⑤居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ⑥ピアサポートの専門性の評価 (p10 の 2 (3) ③参照)

#### 5 感染症や災害への対応力の強化等

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進 (p19)
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場における I C T の活用 (p19)
  - ・運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

#### 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し等

- (1) 医療連携体制加算の見直し (p19)
  - ・医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定 (上記 3 (1) ⑤参照)
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進 (p19)
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し (p20)
  - ・より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
  - ・処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)等の廃止・加算率の見直し
- (4) 業務効率化のための I C T の活用 (再掲) (p20)
- (5) その他の加算 (p21)
- (6) その他経過措置の取扱い等 (p22)
  - ・食事提供体制加算の経過措置の延長
  - ・送迎加算の継続 (就労継続支援 A 型、放課後等デイサービス)

#### 7. 加算の体制届の提出

対象事業所：全事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を除く）

提出先：指定権者

香川県健康福祉部障害福祉課 〒760-8570 高松市番町 4-1-10

（高松市内の事業所は高松市健康福祉局障がい福祉課へ提出）

提出期限：令和3年4月15日（木）必着

## 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

### (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し

- ・強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価等

#### ①重度障害者支援加算の対象者の拡充（強度行動障害を有する者に対する評価）

- ・グループホームにおける重度障害者の受入体制を整備するため、障害支援区分 4 以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

【既設】重度障害者支援加算（Ⅰ） 360 単位/日

- ※重度障害者等包括支援の対象者（区分 6 かつ意思疎通が困難である等の一定の要件を満たす者）

【新設】重度障害者支援加算（Ⅱ） 180 単位/日

- ※区分 4 以上の強度行動障害を有する者

#### ②医療的ケアが必要な者に対する評価

- ・グループホームにおける医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護師を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】医療的ケア対応支援加算 120 単位/日

#### ③強度行動障害を有する者の受入促進（体験利用の評価）

- ・強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置するグループホームに対する加算を創設

【新設】強度行動障害者体験利用加算 400 単位/日

#### ④基本報酬の見直し

- ・「日中サービス支援型グループホーム」の基本報酬について、重度障害者の受入れのインセンティブが働くようメリハリのある報酬体系に見直し

(改定例)

日中サービス支援型共同生活援助生活費（Ⅰ）

【現行】区分 6：1,104 単位/日、区分 5：988 単位/日、区分 4：906 単位/日、区分 3：721 単位/日

【見直し後】区分 6：1,105 単位/日、区分 5：989 単位/日、区分 4：907 単位/日、区分 3：650 単位/日

- ※介護サービス包括型・外部サービス利用型の基本報酬についても、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直し。

#### ⑤夜間支援等体制加算の見直し

- ・入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、夜間支援等体制加算（Ⅰ）を入居者の障害区分に応じたメリハリのある加算に見直した上で、夜間支援等体制加算（Ⅰ）による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜直の職員を追加配置した場合の加算を創設

【既設】夜間支援等体制加算（Ⅰ）…住居ごとの夜勤職員を配置※1

【既設】夜間支援等体制加算（Ⅱ）…宿直職員を配置

【既設】夜間支援等体制加算（Ⅲ）…警備会社への委託等

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）…事業所単位で夜勤職員を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅴ）…事業所単位で夜勤職員（夜間の一部時間）を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅵ）…事業所単位で宿直職員を追加配置

※1 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の見直し

（例）利用者が5人の場合【現行】（区分に関わらず）269単位/日⇒【見直し後】  
区分4以上：269単位/日区分3：224単位/日区分2以下：179単位/日

※2【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）

（例）利用者が15人以下の場合夜間支援等体制加算（Ⅳ）60単位/日夜間支援等  
体制加算（Ⅴ）30単位/日夜間支援等体制加算（Ⅵ）30単位/日

⑥重度障害者の個人単位のホームヘルパーの利用の経過措置

・重度障害者の受入体制を確保する観点から引き続き継続

≪・別添資料1 p2・別添資料2 p34～37・別添資料3 p37～40≫

(2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し

①人員基準の緩和

自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、別々の者を配置することとしていた「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認める。

②支給決定に係る運用の見直し

標準利用期間（1年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

③報酬の見直し

・自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充

同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者を加える。

【見直し後】

障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から対処してから1年以内の者又は同居家族の死亡や入院、虐待等の市町村が認める事情により急遽単身での生活をするようになった障害者であって、単身生活を開始した日から1年以内の期間

・同行支援加算の見直し

業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直す。

【見直し後】

（月2回まで）500単位/月（月3回）750単位/月（月4回以上）1,000単位/月

・夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価

特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設。

【新設】

イ 緊急時支援加算（Ⅰ）711単位/日

緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。

ロ 緊急時支援加算（Ⅱ）94単位/日

緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合

に評価。

- ・居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進  
住宅施策との連携や体制強化について加算として評価。

イ 居住支援連携体制加算 35 単位／月（体制加算）

居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に 1 回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価。

ロ 地域居住支援体制強化推進加算 500 単位／回（月 1 回を限度）

住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。

《 ・別添資料 1 p3 ・別添資料 2 p8,9 ・別添資料 3 p36 》

### (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設

#### ①緊急時における対応機能の強化

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を評価

【新設】地域生活支援拠点等に係る加算

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援  
50 単位／回

自立生活援助、地域定着支援 50 単位／日

#### ②緊急時のための受入機能の強化【短期入所、重度障害者等包括支援】

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応を評価（緊急時の受け入れに限らず加算）

【新設】地域生活支援拠点等に係る加算 100 単位／日

《 ・別添資料 1 p4 ・別添資料 2 p7

・別添資料 3 p1～4,7,13,15,22,23,26,28,31,34,36,41～44 》

### (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し（高岡）

- ・重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し等

①重度障害者支援加算に「重症心身障害者を支援している場合」に算定可能となる区分を創設し、人員配置体制加算と常勤看護職員等配置加算に上乘せする形で評価する。

②利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

③強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合（当該障害者支援施設の施設入所支援の利用者以外の者が生活介護を利用している場合）であって、当該利用者の支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行った場合についても加算の算定を可能とする。

【見直し後】

イ 重度障害者支援加算（Ⅰ）50 単位／日

人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が 2 人以上利用しているもの

として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

（一）体制を整えた場合 7 単位／日

（二）支援を行った場合 180 単位／日

※（二）について、加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内は+500 単位／日

※別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

※イ、ロの加算については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。

《 ・別添資料 1 p5 ・別添資料 2 p27,28,34,35 ・別添資料 3 p6,13,15,16,40 》

（5）質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

・基本報酬の充実・従来評価されていなかった相談支援業務の評価等

① 基本報酬及び特定事業所加算の見直し

【新設】主任相談支援専門員配置加算 100 単位／日

【廃止】特定事業所加算⇒【新設】機能強化型サービス利用支援費

機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） 1,864 単位／月

機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） 1,764 単位／月

機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 1,672 単位／月

機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ） 1,622 単位／月

※機能強化型継続サービス利用支援費並びに機能強化型障害児支援利用援助費及び機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様の算定要件。

② サービス等利用計画の策定時における相談支援業務の評価

指定計画相談支援の利用に係る契約をした日の属する月からサービス等利用計画案を利用者に交付した日の属する月までの期間が3か月を超える場合であって、4か月目以降に月2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合は、上記の要件を満たす月について、その月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を算定

③ 計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価

【新設】集中支援加算 300 単位／月

④ 他機関へのつなぎのための相談支援業務の評価

・居宅介護支援事業所等連携加算の見直し、保育・教育等移行支援加算の創設  
（計画相談）居宅介護支援事業所等連携加算 300 単位／月または 100 単位／月  
（障害児相談）保育・教育等移行支援加算 300 単位／月または 100 単位／月

⑤ 事務負担の軽減及び適切なモニタリング頻度の決定の推進

《 ・別添資料 1 p6 ・別添資料 2 p51～55 ・別添資料 3 p41～43,58,59,65 》

## 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

(1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し

- ・一般就労への移行の更なる評価等
- ・定着実績を踏まえたきめ細かな評価等

### ○就労移行支援

①「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定する。

#### 【現行】

前年度において、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合

#### 【見直し後】

前年度及び前々年度において、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度及び前々年度の利用定員の合計数で除して得た割合

(令和3年度の算定に係る就労定着者の割合の算出)

令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いないことも可能。

#### □就労移行支援サービス費（Ⅰ）

次のいずれか2カ年度間の実績で評価

(ア) 令和元年度及び令和2年度、(イ) 平成30年度及び令和元年度

#### □就労移行支援サービス費（Ⅱ）

次のいずれかの実績で評価

(ア) 令和2年度、(イ) 令和元年度

②在宅でのサービス利用について、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを、令和3年度以降は常時の取扱いとする。

③「就労支援員」の常勤要件の緩和

就労支援員について、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。

#### 【現行】

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。うち、1人以上は常勤でなければならない。

#### 【見直し後】

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。

④支援計画会議実施加算の創設

利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、利用者の希望、適性、能力を的確に把握・評価を行うためのアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、次に掲げる地域の就労支援機関等において障害者の就労支援に従事する者や障害者就労に係る有識者を

交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合に、利用者ごとに月に1回、年に4回を限度に、所定単位数を加算する。

ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等に対応していること。

ア ハローワーク

イ 障害者就業・生活支援センター

ウ 地域障害者職業センター

エ 他の就労移行支援事業所

オ 特定相談支援事業所

カ 利用者の通院先の医療機関

キ 当該利用者の支給決定を行っている市町村

ク 障害者雇用を進める企業

ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等

※ケース会議の開催のタイミング

サービス利用開始時や、3月に1回以上行うこととしている就労移行支援計画のモニタリング時、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新時など。

※就労移行支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。

・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価等

○ 就労定着支援

① 基本報酬区分について、各区分に係る実績の範囲を見直す。

(1) 就労定着率が9割5分以上	3,449 単位/日
(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満	3,285 単位/日
(3) 就労定着率が8割以上9割未満	2,710 単位/日
(4) 就労定着率が7割以上8割未満	2,176 単位/日
(5) 就労定着率が5割以上7割未満	1,642 単位/日
(6) 就労定着率が3割以上5割未満	1,395 単位/日
(7) 就労定着率が3割未満	1,046 単位/日

② 就労定着支援サービス費の報酬算定

【現行】

利用者との対面による1月1回（以上）の支援

【見直し後】

利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書（以下「支援レポート」という。）の提供（1月に1回以上）

・ 当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。

- ・支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていただければ、算定要件を満たしているものとして差し支えない。
- ・支援レポートの様式等については、「就労定着支援の円滑な実施について」（平成30年7月30日付障障発第0730第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参考にすること。

③運営基準に規定している「対面での支援」について、ICTの活用を念頭に、「対面」要件を緩和することにより、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ必要に応じた対面での支援とする（運営基準の見直し）。

④定着支援連携促進加算の創設、企業連携等調整特別加算の廃止

各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月につき1回（年4回を限度）所定単位数を加算する。（579単位／回）

令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いないことも可能とする。

次のいずれかの期間の実績で評価

（Ⅰ）平成30年度、令和元年度及び令和2年度（3年間）

（Ⅱ）平成30年度及び令和元年度（2年間）

≪・別添資料1 p7・別添資料2 p39～45・別添資料3 p26～28,35≫

(2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）

①基本報酬の算定に係る実績

「1日の平均労働時間」、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

⇒評価点については、令和3年厚生労働省告示第〇号（以下、「スコア告示」という。）の規定により算出する。

【令和3年度における評価点の算出】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的にはスコア留意事項通知を参照すること。

⇒4月15日までに算定区分の届出を提出すること。

②自己評価未公表減算の創設

就労継続支援A型サービス費を算定するにあたり算出する評価点を、インターネットの利用その他の方式により公表していない場合に減算を行うもの。

スコア方式による評価点の公表を事業所に義務付けるとともに、未公表の場合には所定単位数の15%を減算する。

⇒公表方法等については、スコア留意事項通知を参照すること。

③就労移行連携加算の創設

就労継続支援A型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合にお

いて、円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合、1回に限り、所定単位数を加算する。(1,000単位/回)

(支援内容)

- ・当該支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行う
- ・当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援A型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供する など

⇒当該就労継続支援A型事業所におけるサービス提供の最終月に所定単位数を算定する。

⇒当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。

④福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

(I)(II)に該当する資格に作業療法士を追加。

⑤在宅でのサービス利用について、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを、令和3年度以降は常時の取扱いとする。

⑥施設外就労加算の廃止

施設外就労加算を廃止。施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進してきたことから、引き続き実施していく。

施設外就労については、要件の見直しが検討されており、近日中に示される予定。

≪・別添資料1 p8・別添資料2 p40,45～48,138～143・別添資料3 p29～31≫

(3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し(報酬体系の類型化)

①報酬体系の類型化

地域における多様な就労支援ニーズに対応する観点から、現行の「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を新たに設け、事業所ごとに選択することとする。

※ 基本報酬の報酬体系の選択は各年度の4月に行うことを基本とし、年度途中での変更を行うことはできない。

【平均工賃月額に応じて評価する場合】

令和3年度の平均工賃月額の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には次のいずれかの年度の実績で算出すること。

ア 平成30年度、イ 令和元年度、ウ 令和2年度

②就労移行連携加算の創設 ≪・別添資料2 p50≫

就労継続支援B型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において、円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合、1回に限り、所定単位数を加算する。(1,000単位/回)

③「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系における

ピアサポート実施加算の創設（自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労継続支援 B 型が対象→4⑥）《・別添資料 2 p49》  
就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。（100 単位／月）

#### (一)ピアサポート加算の取り扱いについて

次のアからウまでのいずれにも該当する就労継続支援 B 型事業所において、イの（ア）の者が、利用者に対して、就労及び生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1 月につき所定単位数を加算する。

ア 就労継続支援 B 型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援 B 型サービス費(Ⅳ)を算定していること。

イ 当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。

（ア） 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下「障害者等」という。）

（イ） 当該就労継続支援 B 型事業所の従業者

ウ イの者により、当該就労継続支援 B 型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われていること。

#### (二) 研修の要件

「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-17 に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。

なお、令和令和 6 年 3 月 31 日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。

ア 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を配置する場合についても研修の要件を満たすものとする

イ (一)のイの(イ)の者の配置がない場合も算定できるものとする。

この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託、補助等によりピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められない。

また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認する。

➡「障害者ピアサポート研修」について、当該研修またはこれに準ずると認める研修を年度内に実施予定。

#### (三) 障害者等の確認方法

当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は確認方法により確認するものとする。

ア 身体障害者

身体障害者手帳

イ 知的障害者

(ア) 療育手帳

(イ) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所 に意見を求めて確認する。

ウ 精神障害者

以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。

(ア) 精神障害者保健福祉手帳

(イ) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること

又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）

(ウ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類

(エ) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）

(オ) 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等

エ 難病等対象者

医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等

オ その他都道府県が認める書類又は確認方法

(四) 配置する従業者の職種等

ア 障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに就労や生産活動に参加する者も含まれる。

イ (一)のイの(イ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に知悉しており、当該就労継続支援B型事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。

ウ いずれの者の場合も、当該就労継続支援B型事業所と雇用契約関係（雇用形態 は問わない）にあること。

(五) ピアサポーターとしての支援について

ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく就労面や生活面の相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして生産活動とともに従事し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。

(六) 届出等

当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。

また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものと

する。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、都道府県知事から求めがあった場合には、提出しなければならない。

④「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系における地域協働加算の創設

地域住民その他の関係者と協働して支援（生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、その活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(30 単位/日)

➡ 【適切な取組の例】

- ・ 地域で開催されるイベントへの出店
- ・ 農福連携による施設外での生産活動
- ・ 請負契約による公園や公共施設の清掃業務
- ・ 飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営
- ・ 高齢者世帯への配食サービス
- ・ 上記活動に係る営業活動等

【不適切な取組の例】

- ・ 生産活動収入が発生しない地域活動等
- ・ レクリエーションを目的とした活動
- ・ 生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動

【公表について】

取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと（本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない）。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。

公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法を想定しているが、インターネットの利用以外で想定している方法は、次のとおり。このほか、第三者に対して広く情報発信できる方法により実施すること。

- ・ 市町村等が発行する情報誌への掲載
- ・ 当該就労継続支援B型事業所等及び関係機関等での掲示

なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であること。

《 ・ 別添資料 1 p9 ・ 別添資料 2 p40,45～51 ・ 別添資料 3 p32～34 》

(4) 医療型短期入所における受入体制の強化

- ・ 基本報酬の充実・医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

①基本報酬

- ・医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、経営実態も踏まえつつ、基本報酬を引き上げる。

(例)

医療型短期入所サービス費（I）：

【現行】2,907 単位／日→【改正後】3,010 単位／日

医療型特定短期入所サービス費（I）：

【現行】2,785 単位／日→【改定後】2,835 単位／日

## ②医療型短期入所の対象者の整理

- ・障害支援区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者を対象とする。
- ・障害支援区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者について、療養介護の対象者として明文化されることから、医療型短期入所においても、より単位数の高い報酬区分の対象者とする。
- ・医療的ケアの新判定スコアにおいて、16点以上である障害児を対象とする。

## ③特別重度支援加算の算定要件と単位数の見直し

- ・特別重度支援加算の算定要件について、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者や医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児を医療型短期入所の対象者とするに伴い、いわゆる「動ける医ケア児」に対する支援を実施した場合にも特別重度支援加算を算定可能となるよう、「運動機能が座位まで」の要件を削除。
- ・その上で、利用者が必要とする医療的ケアの判定スコアの合算点数に応じて、単位数にメリハリをつける。

【現行】388 単位/日→【改正後】610 単位/日（25点以上）又は297 単位/日（10点以上）

## ④日中活動支援の評価

- ・医療型短期入所の利用者は、当該短期入所事業所から通所事業所へ通うことに困難を伴うことが想定される。
- ・相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所での日中活動支援が必要されている場合であって、当該事業所において、保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動を実施している場合に評価する加算を創設する。

《・別添資料1 p10・別添資料2 p28～31・別添資料3 p13》

## 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進 ・別添資料1（p11）

### （1）医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実

#### ①新判定スコアを用いた基本報酬の創設（児童発達支援、放課後等デイサービス）

- ・いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコアを用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。

《対象児童》

新判定スコアにより医療的ケア児と判定された児童

3～15点 → 「区分1」、16点～31点 → 「区分2」、32点以上 → 「区分3」

《判定方法》

- ・主治医が新判定スコアにより判定（文書料は保護者負担）
- ・新判定スコアの点数により市町が区分認定（支給申請（更新、変更含む）時）

《施設要件》

- ・事業所に看護職員を、次の(ア)から(ウ)の合計数以上配置していること。

(ア) 区分3（新判定スコア 32 点以上）の児童数

(イ) 区分2（新判定スコア 16～31 点）の児童数を 2 で除した数

(ウ) 区分1（新判定スコア 3～15 点）の児童数を 3 で除した数

《・別添資料 1 p12・別添資料 2 p56～64,107～117・別添資料 3 p51～56,p60～62》

②看護職員加配加算の算定要件の見直し（児童発達支援、放課後等デイサービス）

- ・1事業所当たりごく少人数の医ケア児の場合（基本報酬では採算が取りづらい）であっても幅広い事業所で受入れが進むよう「医療連携体制加算」の単価を大幅に拡充。  
（※従来の看護職員加配加算を改組）

《重症心身障害児対象事業所以外》

看護職員加配加算を廃止 ⇒ 看護職員の配置は、基本報酬区分で評価

《重症心身障害児対象事業所》

- ・看護職員加配加算（Ⅰ）【看護職員 1 人分の加算】

医療的ケア児の新判定スコアに前年度の出席率（利用日数／開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が 40 点以上 になること。

- ・看護職員加配加算（Ⅱ）【看護職員 2 人分の加算】

医療的ケア児の新判定スコアに前年度の出席率（利用日数／開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が 72 点以上 になること。

《・別添資料 2 p56～58・別添資料 3 p55,57,60,63,64》

③看護職員の基準人員の取扱いの見直し（児童発達支援、放課後等デイサービス）

- ・医療的ケア児に医療的ケアを行う場合は、看護職員を置かなければならない。
- ・機能訓練担当職員同様、配置基準上必要となる従業者の員数に含めることが可能。  
※ただし、医療的ケアに係る基本報酬及び加算の算定に必要な人員として配置された看護職員は除く。

《・別添資料 2 p57,58》

④障害者（生活介護）常勤看護職員等配置加算

生活介護の常勤看護職員等配置加算に（Ⅲ）が追加

【見直し後】

指定生活介護等の単位ごとの利用定員に応じ、いずれかのみを算定できる。

（指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置に応じて算定されるものであるため、要件を満たしていない単位については、加算は算定されない。）

ア 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)

常勤換算方法で 1 以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）を配置している場合

イ 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)

常勤換算方法で 2 以上の看護職員を配置しており、スコア表の項目の欄に掲げ

るいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定生活介護等を行っている場合

ウ 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)

常勤換算方法で3以上の看護職員を配置しており、2人以上のスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定生活介護等を行っている場合

《・別添資料1 p5・別添資料2 p25～27・別添資料3 p6》

⑤共通（医療連携体制加算）

- ・従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。
- ・通常は看護師配置がない福祉型短期入所について、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上 2000単位)を創設。

《・別添資料1 p20・別添資料2 p12～14,p127～129

・別添資料3 p13,15,23,24,26,28,30,34,40,58,64》

(2) 放課後等デイサービスの報酬等の見直し

①基本報酬の見直し等（(1)の①以外）

- ・指標該当児の割合による基本報酬区分を廃止。  
⇒ ケアニーズの高い障害児への支援は「個別サポート加算Ⅰ」で評価。
- ・30分以下のサービス提供については、報酬（加算含む）の算定対象外とする。  
⇒ 当日の急病等、事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合については、【新設】「**欠席時対応加算Ⅱ（94単位）**」を算定する。
- ・児童指導員等配置加算を廃止

②より手厚い支援を評価する加算の創設

【新設】個別サポート加算（Ⅰ） 100単位／日

ア 対象児童

- ・食事、排泄、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの

かつ、

- ・指標判定の表の項目の点数の合計が13点以上であるもの

イ 判定方法

- ・市町が支給決定（更新含む）時に、指標該当の調査結果を踏まえて判定。
- ・3月末までに、厚労省から判定に当たっての留意事項が示される予定。

ウ その他

- ・現在、市町から「指標該当児」と判定されている児童（受給者証で確認）は、個別サポート加算（Ⅰ）の対象となる。

【新設】個別サポート加算（Ⅱ） 125単位／日

- ・児童相談所等の公的機関や要保護児童対策地域協議会、医師との連携により、要保護

児童又は要支援児童に対して支援することを評価するもの。

- ・児童相談所等の関係者との連携に係る記録の作成及び共有（年1回以上）、個別支援計画への位置づけ、市町への情報共有等を行った場合に算定できる。

**【新設】 専門的支援加算**

- ・児童指導員等加配加算（Ⅱ）を廃止し、専門的支援加算を創設。
- ・基本人員及び児童指導員等加配加算（Ⅰ）対象人員に加え、専門職を1名以上加配（常勤換算による算定）している場合に、利用児童全員につき加算する。
- ・個別支援計画未作成減算を算定している児童は加算対象外とする。

**【改正】 児童指導員等加配加算**

- ・「児童指導員等」の対象要件として「手話通訳士」及び「手話通訳者」を追加する。

≪ ・別添資料 1 p13 ・別添資料 2 p56～61,114～119

・別添資料 3 p13,15,23,24,26,28,30,34,40,58,64 ≫

(3) 児童発達支援の報酬等の見直し

①基本報酬の見直し等（(1)の①以外）

- ・児童指導員等配置加算を廃止

②より手厚い支援を評価する加算の創設

**【新設】 個別サポート加算（Ⅰ） 100 単位／日**

ア 対象児童

・ 3歳未満の場合

⇒食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が2以上

・ 3歳以上の場合

⇒食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が1以上かつ、

食事、排泄、入浴及び移動以外の項目（行動障害および精神症状の各項目）で、ほぼ毎日（週5以上）ある又は週に1回以上ある項目が1以上

イ 判定方法

- ・市町が支給決定（更新含む）時に、5領域11項目の調査結果を踏まえて判定。
- ・3月末までに、厚労省から判定に当たっての留意事項が示される予定。

**【新設】 個別サポート加算（Ⅱ） 125 単位／日**

- ・（2）と同様

**【新設】 専門的支援加算**

- ・（2）と同様
- ・児童発達支援の場合、児童福祉事業について5年以上経験のある保育士及び児童指導員についても、専門職の職種の対象とする。

**【改正】 児童指導員等加配加算**

- ・（2）と同様

≪ ・別添資料 1 p14,15 ・別添資料 2 p61～62,107～116

・別添資料 3 p13,15,23,24,26,28,30,34,40,51～59 ≫

(4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し

①人員配置基準の見直し

質の向上を図るため、知的障害児入所施設及び盲ろうあ児入所施設の人員配置基準（児童：職員）を次のとおり見直す。【経過措置期間 ～令和4年3月31日】

区 分	現 行	見直し後
知的障害児入所施設	4.3 : 1	4 : 1
盲ろうあ児入所施設	乳児又は幼児 4 : 1 少年 5 : 1	4 : 1

②ソーシャルワーカーの配置に対する評価

《ソーシャルワーカーの資格》

・社会福祉士

・障害福祉サービス事業等（※1）に5年以上従事した経験を有する者

※1 障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援

《算定要件》

ソーシャルワーカーを専任で1名以上配置し、障害者支援施設やグループホームへの入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を行っていること。

《 ・別添資料1 p7,16 ・別添資料2 p64～69,119～126 ・別添資料3 p45～50 》

#### 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

①自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価

【新設】緊急時支援加算

緊急時支援加算（Ⅰ） 711 単位／日 + 50 単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合

緊急時支援加算（Ⅱ） 94 単位／日

②地域移行支援における地域移行実績の更なる評価

地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,504 単位／月

地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,062 単位／月

地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2,349 単位／月

③精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価

退院・退所月加算 2,700 単位／月 + 500 単位／月 ※

※精神科病院に入院後3月以上1年未満の期間内に退院した者である場合に加算

④精神保健医療と福祉の連携の促進

【新設】日常生活支援情報提供加算 100 単位／回（月1回）

対象：自立生活援助、地域移行支援

⑤居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

【新設】居住支援連携体制加算 35 単位／月（体制加算）

【新設】地域居住支援体制強化推進加算 500 単位／会（月1回）

対象：自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

⑥ピアサポートの専門性の評価

【新設】ピアサポート体制加算 100 単位／月（体制加算）

対象：自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援  
※「障害者ピアサポート研修」については、実施の準備が整い次第、ご案内します。

《・別添資料 1 p17・別添資料 2 p7～10・別添資料 3 p34,36,41～44》

## 5 感染症や災害への対応力の強化等

(1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進

① 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化

下記の措置を講ずることを義務付ける ※3年の経過措置期間を設ける(令和6年度から義務化)

- ・委員会の開催（テレビ電話装置等の活用可）
- ・指針の整備
- ・研修及び訓練の実施

②業務継続に向けた計画等の策定及び訓練の実施等の義務化

下記の措置を講ずることを義務付ける ※3年の経過措置期間を設ける(令和6年度から義務化)

- ・BCPの策定（定期的な見直しを行う）
- ・研修及び訓練の実施

③地域と連携した災害対策の強化

非常災害に備えるための避難訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

《別添資料 1 p18、別添資料 2 p11,12》

(2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用

・運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

(委員会・会議等の例)

- ・感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会（全サービス）
- ・身体拘束等の適正化のための対策検討委員会（訪問系、通所系、入所系サービス）
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会（全サービス） 等

《別添資料 1 p19、別添資料 2 p19》

## 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し等

(1) 医療連携体制加算の見直し

- ・医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定（上記3（1）⑤参照）

《別添資料 1 p20、別添資料 2 p12～14,127～129》

(2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進

○障害者虐待防止の更なる推進

運営基準に以下の内容を盛り込む ※令和4年度より義務化

- ・虐待防止委員会の設置等の義務化（テレビ電話装置等の活用可）
- ・従業者への研修の実施の義務化

・虐待防止等のための責任者の設置の義務化

○身体拘束等の適正化

運営基準において、施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。訪問系サービスについても、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。【現行】※令和 3 年度より義務化
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。（テレビ電話装置等の活用可）【追加】※令和 4 年度より義務化
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。【追加】※令和 4 年度より義務化
- ④ 従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。【追加】※令和 4 年度より義務化

《別添資料 1 p21,22、別添資料 2 p14～16》

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し

・より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進

○特定処遇改善加算の配分ルールの緩和

- A：経験・技能のある障害福祉人材
- B：他の障害福祉人材
- C：その他の職種

《現行》

- ① 「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増
- ② グループの平均処遇改善額について  
AはBの2倍以上、CはBの2分の1以下

《見直し後》

- ② 「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増
- ③ グループの平均処遇改善額について  
**AはBより高く**、CはBの2分の1以下

・処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止・加算率の見直し

処遇改善加算(IV)及び(V)並びに処遇改善特別加算について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止。その際、令和3年3月末の時点で同加算を算定している障害福祉サービス等事業所については、1年間の経過措置期間を設ける。

加算率については、サービスごとに設定しているところ、処遇改善加算の運用上、法人単位で加算額以上の賃金改善を行うことも可能としていることや類似するサービス間の均衡を踏まえ、類似する複数のサービスをグループ分けしたうえで加算率

を設定するが、加算率の大幅な変更による影響を緩和する観点から、今回及び今後の報酬改定において段階的に反映。

《別添資料 1 p23,24、別添資料 2 p17,18》

(4) 業務効率化のための I C T の活用（再掲）

・上記 5（2）参照

(5) その他の加算

○施設入所支援

【新設】口腔衛生管理体制加算 30 単位／月

(一) 報酬告示第 9 の 12 の 2 の「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整理の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施に当たり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではない。

(二) 「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」については、以下の事項を記載すること。

ア 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題

イ 当該施設における目標

ウ 具体的方策

エ 留意事項

オ 当該施設と歯科医療機関との連携状況

カ 歯科医師からの指示内容の要点(当該計画の作成に当たっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。)

キ その他必要と思われる事項

(三) 医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うに当たっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。

(四) 入所者の口腔機能の維持・向上のため、年 1 回以上を目安として、定期的な歯科検診（健診）を実施することが望ましい。

【新設】口腔衛生管理加算 90 単位／月

(一) 報酬告示第 9 の 12 の 3 の口腔衛生管理加算については、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生管理体制加算を算定している施設の入所者に対して口腔ケアを実施し、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者へ具体的な技術的助言及び指導をした場合において、当該入所者ごとに算定するものである。

(二) 当該施設が口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合においては、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行うこと。

- (三) 歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔ケアを行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点（ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔ケアを行うに当たり配慮すべき事項とする。）、当該歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録（以下「口腔衛生管理に関する実施記録」という。）を作成し、当該施設に提出すること。当該施設は、当該口腔衛生管理に関する実施記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提出すること。
- (四) 当該歯科衛生士は、従業者から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行うこと。
- (五) 本加算は、医療保険において歯科訪問診療料が算定される日の属する月であつても算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が3回以上算定された場合には算定できない。

(6) その他経過措置の取扱い等

- ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
- ・ 送迎加算の継続（就労継続支援A型、放課後等デイサービス）

《 ・ 資料 2 p21 》

## 7. 加算の体制届の提出

対象事業所：全事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を除く）

提出先：指定権者

香川県健康福祉部障害福祉課 〒760-8570 高松市番町 4-1-10

（高松市内の事業所は高松市健康福祉局障がい福祉課へ提出）

提出期限：令和3年4月15日（木）必着